

# 要 請 書

並行在来線への財政支援等について

令和5年7月

並行在来線関係道県協議会

北海道・青森県・岩手県・新潟県・富山県・石川県  
福井県・長野県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県

## 並行在来線への財政支援等について

整備新幹線の開業に伴い、JRから経営分離された各地の並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない社会インフラであるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っており、国民経済全体を支える極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、各路線は、収益性の低い区間のみが分離されたことなどから、極めて厳しい経営状況となっているほか、鉄道施設・設備の老朽化や安全運行に欠かせない人員の確保といった課題があり、鉄道の維持・存続が強く危惧されています。

地方自治体も、並行在来線に対し、初期投資等に多額の負担を行うとともに、鉄道施設の更新修繕等に対しても、相当額の支援を行っていますが、今後、鉄道施設・設備の老朽化による多大な設備更新が見込まれ、更なる安定経営に向けた仕組みづくりが必要です。

さらに、人口減少や新型コロナウイルス感染症を契機とした行動変容等の影響により、各路線においては、利用者が減少する中、公共交通機関として、運行ダイヤを維持しておりますが、原油価格の高騰による運転用動力費の増加等も加わり、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、国においては、各路線が経営分離等後も将来にわたり安定的に維持・存続が図られるよう引き続き次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 並行在来線維持・存続のための財源確保や新たな仕組みの構築

- (1) 並行在来線維持・存続のため、これまでの枠組みの再検証・見直しを行い、JRからの協力・支援のあり方や、並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、法制化の可能性も視野に入れ、新たな仕組みを早急に検討し、構築すること。

特に、今後の人口減少を見据え、住民の生活交通の確保の観点から、路線維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設・拡充するとともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

(2) 貨物調整金制度については、旅客列車の増便が貨物線路使用料の減少に繋がることから、旅客確保のための経営努力が収支改善に反映されないほか、旅客側の事情によらない貨物列車の走行本数の変動の影響を受けるといった課題を抱えている。

加えて、自然災害等による鉄道ネットワークの分断に伴う線路使用料収入の予期せぬ減少や、貨物列車の運行のみに使用する設備に係る算定方法、設備投資に伴う過大な資金負担、支払時期による資金繰りへの支障などの課題もある。

こうした課題を踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう、線路使用料の算出に係る比率・項目や支払時期も含め見直すこと。

## 2 鉄道資産の譲渡に係るJRとの交渉への支援等

JRから譲渡される鉄道資産について、無償譲渡またはJRの簿価ではなく収益性に基づいた価格設定のルール化や鉄道資産の譲渡等に関するJRとの交渉への支援を行うこと。

## 3 安全かつ安定的な運行や利便性向上のための設備投資等に対する支援制度の拡充や予算確保等

(1) 並行在来線の安全かつ安定的な運行のため、経営分離等された後に必要となる多大な設備投資等に対する支援制度を拡充するとともに、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る十分な予算枠を確保すること。

特に、鉄道事業者の経営や安全輸送の確保に多大な影響を与える車両の更新・検査や変電所更新などの大規模投資については、特段の配慮を行うこと。

また、経営分離等の際に引き受けた過大な設備の維持管理コストの縮減のため、設備のスリム化・合理化等の経費についての支援制度を創設すること。

(2) 並行在来線の新駅の整備や既存駅の改修などの利便性向上のための設備投資について、簡便な手続きで、新たに社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加された地域公共交通再構築事業の対象とし、優先的に採択すること。

(3) 安全輸送のために不可欠な要員の確保に関して、JR各社に対して人的支援等を維持・拡充するよう働きかけること。

(4) 西九州新幹線開業に伴い上下分離されたJR長崎本線（江北～諫早）についても、並行在来線鉄道と同様の支援措置を講じること。

## 4 物価高騰の影響に対する支援

燃料費や電気料金の高騰による運転用動力費の増加の影響を受け、厳しい経営状況にある各事業者が、持続可能な鉄道事業を構築できるよう、支援措置を講じること。

## 5 税制特例措置の拡充

- (1) 新たに整備・取得した鉄道資産を税制特例措置の対象に加え、JR二島特例並みに拡充すること。
- (2) 将来にわたる鉄道の維持と日本の物流の大動脈である貨物線路を守っていくため、国は、JR から譲渡された鉄道にかかる税制特例について、譲渡から 20 年経過した後も継続すること。

## 6 利便性の維持・確保に向けた取組への支援制度の創設等

- (1) 並行在来線から JR 路線等を利用する広域利用者の利便性確保のための増便や、駅での JR 切符券売機の設置などへの支援制度を創設すること。
- (2) 並行在来線と JR 路線等を利用することによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JR に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
- (3) 地域公共交通計画事業 [コミュニティ・レール] に代わる新駅や行き違い設備等に対して輸送密度に関わらず活用可能な支援制度を創設すること。

## 7 災害からの早期復旧を図るための国による全面的な財政措置等

鉄道軌道災害復旧事業費補助制度の災害認定要件を緩和し、国庫補助率を大幅に引上げるほか、運営会社等の維持のための補填制度を創設するとともに、地方負担に係る所要の地方財政措置を講じること。

## 8 利用環境整備に対する支援制度の拡充

鉄道の利用促進や、コロナ収束後のインバウンド需要の取り込みに向けた、バリアフリー化や多言語対応、公衆無線 LAN 整備、トイレ洋式化、交通系 IC カードの導入などの利用環境の整備に対する支援制度を拡充するとともに、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業等に係る十分な予算枠を確保すること。

令和 5 年 7 月

### 並行在来線関係道県協議会

北海道知事 鈴木 直道  
青森県知事 宮下 宗一郎  
岩手県知事 達増 拓也  
新潟県知事 花角 英世  
富山県知事 新田 八朗  
石川県知事 馳 浩

福井県知事 杉本 達治  
長野県知事 阿部 守一  
佐賀県知事 山口 祥義  
長崎県知事 大石 賢吾  
熊本県知事 蒲島 郁夫  
鹿児島県知事 塩田 康一